

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

※マイナンバー総合フリー
ダイヤル（無料）

☎ 0120-950178

平日／9時30分～20時

土、日、祝日／9時30分～

17時30分



お知らせ

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持つている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認する

ために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林

（地域森林計画の対象森林）

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課

（吾北総合支所内）

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115



お知らせ

猫の不妊又は去勢手術事業補助金のご案内

猫の不妊又は去勢手術の費用の一部を、予算の範囲内で補助します。補助を希望する方は必ず手術実施前に申請をお願いいたします。手術後に申請をされても補助金は交付できませんので、ご注意ください。

▼主要要件

○申請者（猫の飼い主又は飼い主のいない猫を飼養管理されている方）が町内に居

住し、住民基本台帳に登録されていること。

○補助金はオス、メスにかかわらず一頭につき一律5,000円を上限とする。

○飼い主のいる猫については一世帯につき2頭を限度とする。

○飼い主のいる猫については適正飼養と終生飼養に同意すること。飼い主のいない猫については耳カットなどの手術済みの明示となる措置を施すとともに、適正な飼養管理に努めること。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112



お知らせ
犬の不妊又は去勢手術事業補助金のご案内

犬の不妊又は去勢手術の費用の一部を、予算の範囲内で補助します。補助を希望する方は必ず手術実施前に申請をお願いいたします。手術後に申請をされても補助金は交付できませんので、ご注意ください。

▼要件及び補助金額

○申請者（犬の飼い主）が町内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。

○犬の登録が済んでおり、平成28年度の狂犬病予防注射を接種していること。

○補助金はオス、メスにかかわらず一頭につき一律5,000円を上限とする。

■問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

